

記入例

(宛先) 習志野市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設の施設等利用費

【 令和●年4月～令和●年6月分請求用】

- 私は、子ども・子育て支援提供証明書兼領収証の「認定保護者」と同じ方の氏名を記入してください。
1. 申請者と認定保護者
 2. 実際に利用している
 3. 利用料の支払い
 4. 課税状況を習志野市

施設で証明された「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」の「認定保護者」と同じ方の氏名を記入してください。
 ※請求者氏名を自署した場合、押印は省略可能ですが、記載内容を訂正する場合は、**必ず、請求者氏名欄の右側に押印するとともに、訂正箇所を二重線で消した上で、同様の印鑑を訂正印として押印してください。**
 ※請求者欄(氏名・フリガナ)は、訂正印での訂正はできません。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)の氏名を自署した場合、押印は省略可能です。

フリガナ	ナラシノ タロウ		生年月日	昭和●年●月●日		
氏名	習志野 太郎	印	認定子どもとの続柄	父	現住所	習志野市鷺沼2-1-1
※振込先は、申請者名義の口座になります。					電話:	047-453-5511

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0001		
生年月日	令和●年●月●日	フリガナ	ナラシノ イチロウ		
令和8年4月1日～令和8年6月30日の間の住所 ※2		氏名	習志野 一郎		
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した					
上記で転入または転出に該当した場合は、					

3. 償還払いの振込先を記入し

請求する利用した月の初日から月末までを記入し、その間の住所について、当てはまる箇所に☑してください。

金融機関	習志野	銀行・信用金庫	津田沼	支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
		農協・信用組合		出張所	口座名義(カタカナ)	ナラシノ キラコ						

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設を記入し

上記1で記入した請求者の口座を記入してください。請求者が父で、振込先を母とする場合は委任状が必要です。

フリガナ	チバナランド		電話:	047-453-5512		
施設名	千葉ならしど園					
契約している利用形態		<input checked="" type="checkbox"/> 定期利用(月極)	<input type="checkbox"/> 臨時利用			
フリガナ			所在地	〒		
施設名						
契約している利用形態		<input type="checkbox"/> 定期利用(月極)	<input type="checkbox"/> 臨時利用			

裏面も必ず記入してください。

※片面ずつで印刷し2枚に分けて申請する場合は、必ず割り印が必要です。

保護者氏名欄の右側に印鑑を押印し、それと同様の印鑑での割り印をお願いいたします。

<裏面も記入して下さい>

5. 認可外保育施設の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※3	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 ● 年 4 月	a 70,000 円	b 円	c 70,000 円	d 37,000 円	37,000 円
令和 ● 年 5 月	a 80,000 円	b 円	c 80,000 円	d 37,000 円	37,000 円
令和 ● 年 6 月	a 85,000 円	b 円	c 85,000 円	d 37,000 円	37,000 円
請求金額 上記3か月分合計					111,000 円

施設から受け取った「特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収証」の※2の金額を記入してください。認可外保育施設利用分は(a)欄に、一時保育利用分は(b)欄に記入してください。

と特定子ども・子育て支援提供

※3 月額上限額について

- ・令和8年9月までは、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
- ・令和8年10月以降は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
- ・途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
- ・途中で認定期間が終了する場合、
 または別の市町村へ転出する場合の限度額：月額上限額 × 転出日の前日までの日数 ÷ その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合、
 または別の市町村から転入した場合の限度額：月額上限額 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数